ロジックモデル

相談

支

援

小

児

初

期

矢

療

児

次

矢

児

次

矢

現状と課題

保護者への相談支援等を実施し、適正な受療行動を推進する必要があ

①小児地域医療センターの休日·夜間における小児救急患者の多くが軽症患者である。

②子ども医療電話相談の相談件数は、平成30年度をピークに減少傾向 (R4年度:19,801件)

③休日・夜間における小児救急患者数は減少(H22年度:21,645人→ R4年度:9,684人)

<一般小児医療、小児地域医療支援病院>

地域において、かかりつけ医として日常的な小児医療を提供するととも に、休日・夜間の初期救急医療を担う体制の確保が必要。

①保護者の8割が小児のかかりつけ医を決めており、その決定には地理 的条件が影響している。

②小児科を標榜する医療機関は減少傾向。医療施設に従事する小児科 医師数・うち診療所勤務医師数ともに減少。

③休日夜間急患センターは9施設あり、地域医師会による在宅当番医制が12地区で構築されているが、休日夜間急患センターが未開設の地域や、毎日診療していない地域がある。

④小児地域医療センターのない二次保健医療圏等においては、小児地域 支援病院の確保が課題。

<小児地域医療センター>

24時間365日の重症の小児救急患者の受入体制を維持していくため、 当直可能な医師を必要数配置するとともに、対応する医師の負担を軽 減していくことが課題。

【小児救急支援事業の状況】

①県内4ブロックで24時間365日の受入体制の構築。

②参加する11病院の当直可能な常勤の小児科医師数が増加しない。 ③群馬県小児救急医療支援事業の取扱患者数は減少傾向だが、このうち重症患者(入院患者)については横ばいであり、限られた医師数で対応している中、依然として軽症患者が多く受診している状況。

| <小児中核病院>

高度で専門的な医療提供体制の維持・充実が課題。

①小児三次医療は、群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターが担っている。

·NICU(診療報酬上の届出をしたもの)):63床(7病院)

・PICU:8床(県立小児医療センター)

②県内の小児慢性特定疾患医療受給者証の所持者数は762人(令和3年度)。

<療養・療育支援等・小児等在宅医療>

|小児が地域の療養・療育環境や在宅医療にスムーズに移行できる支援体制や受入体制などの環境整備が必要。

- ・在宅で療養している重症心身障害児(者)の数:484人(R3年度末)
- ・在宅で療養している医療的ケアを要する小児等の数:403人(R5年3 月末)
- ・重症心身障害児や肢体不自由児への療養・療育支援を実施している医療型障害児入所施設:5施設(R5年3月)
- ・小児を受入可能な家族のレスパイトのための医療型短期入所施設:8施設(R5年3月)
- ・小児等の在宅医療に対応できる医療機関163施設、歯科診療所は142施設、訪問看護事業所は103施設(R5年3月)
- ・令和5年4月に群馬県医療的ケア児等支援センターを設置。

A 個別施策

(1)小児救急電話相談の実施 1(2)小児救急にかかる適正受診の 啓発

(1)小児初期救急医療体制の充実 2 支援

(2)小児科医師の確保

(1)小児二次救急医療体制の整備

- 3 (2)小児地域医療センター(小児 二次医療)の負担軽減
 - (3)小児科医師の確保

(1)小児中核病院(小児三次医療) の機能充実

- (2)小児科医師の確保
- (3)災害時の搬送体制等の整備

(1)療養・療育及び小児等在宅医療にかかる環境整備

療養・療育支援等

C 最終目標

B 目標 子どもの急病時の対応等を支援すること 小児救急電話相談件数(小児人口千人対) 目 小児救急医療支援事業取扱患者数(小児人口千 値 人対) ①一般小児医療:地域に必要な一般小児医療を実施すること ②休日夜間小児初期救急:休日夜間の小児初期医療 を実施すること ③小児地域支援病院:地域に必要な一般小児医療や、 軽症患者の入院医療を実施すること 標 休日・夜間急患センター等の施設数 値 ①一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な 患者に対する医療を実施すること ②入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施す ること 3 小児救急搬送症例のうち受入困難事例(搬送先の 目 照会件数が4回以上)の件数 地域小児科センター(小児二次医療)における当 直可能な常勤小児科医師数 ①地域小児科センターでは対応が困難な患者に対す る高度な専門入院医療を実施すること ②小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること ③医療従事者への教育や研究を実施すること 目 標 乳児死亡率(出生千対)(乳児死亡数を併記) 値 生活の場(施設を含む)での療養・療育が必要な小児等 に対し支援を実施すること 5 小児等在宅医療に対応した医療機関数 目 標 値 小児等在宅医療に対応した訪問看護事業所数

安全・安心な小児医療体制の構築
1 目標の (小児死亡率(人口10万対)(小児死亡数を併記)